

地方分権改革に関する 提案募集に係る意見

全国知事会
令和6年8月5日

総論

- 本年の重点募集テーマとされた「デジタル化」については、全国知事会としても、人口減少を踏まえた国と地方の最適な役割分担の検討を行う際の重要な要素と捉えていることから、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。
- 全国知事会が共同提案した「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」に関する提案については全国的に課題意識が強い分野であるため、提案の確実な実現を求める。
- 「計画策定等」については、令和4年度末に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」等を踏まえ、関連する提案について引き続き積極的な検討を求める。
- 計画策定等以外の義務付け・枠付けの見直しに関する提案についても、これまでの地方分権改革推進委員会勧告の趣旨等を踏まえ、引き続き積極的な検討を求める。
- 各府省からの第1次回答については、対応困難や引き続き検討とされたものが多く、今後の検討過程において実現に向けた積極的な検討を求める。

1. 重点募集テーマ「デジタル化」に係る意見

本年の重点募集テーマに設定していただいた「デジタル化」は、住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化に資するものである。

⇒ 提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

重点募集テーマ「デジタル化」に係る提案の具体例

管理番号27 (重点事項)

戸籍情報連携システムの利用対象の拡大

支障

都道府県では、地方税の賦課徴収業務に際し、納税義務者が死亡している場合等で戸籍資料を確認する必要がある時には、郵送により市区町村へ公用請求を行っており、多くの時間と費用を要している。

提案内容

「戸籍情報連携システム」の利用可能対象範囲を都道府県にも拡大する。



制度改正による効果

都道府県の事務処理の迅速化のみならず、市区町村における戸籍謄本等の交付事務の大幅な負担減となり、都道府県と市区町村双方の事務の効率化に資する。

※ 本提案については、重点事項である「住民基本台帳ネットワークシステムの利用対象事務の拡大等」と同様に、分野横断的な見直しが図られるべき内容であると考えます。

重点募集テーマ「デジタル化」に係るその他の主な提案

○オンライン申請を求める提案

管理番号	提案事項名
61	狩猟免許申請手続のオンライン完結を可能とすること
62	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求のオンライン化等
77	D V等支援措置に係る手続のオンライン化

○情報連携を求める提案

管理番号	提案事項名
52	産業廃棄物に関する行政手続の申請・届出等システムと連携する欠格照会システムの構築によりオンラインでの照会を可能とすること
71	都道府県と教育委員会が一つの自治体中間サーバーを利用することを可能とすること
73	各種支援制度の総合案内窓口をクラウド実装すること

2. 全国知事会共同提案に係る意見

昨年度、全国知事会地方分権推進特別委員会で実施したアンケート調査において、全国的に課題意識が強い分野とされた「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」に関する提案については、基本的に全国知事会として共同提案団体に加わることをしている。

「従うべき基準」

⇒ 制度的な課題として横断的に見直しを行い、廃止又は参酌基準化する等、地方分権改革推進委員会の第3次勧告の趣旨を踏まえた見直しを求める。

「国が一括処理したほうが効率的な事務」

⇒ 急激な人口減少社会やデジタル技術の進展も踏まえ、地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、見直しを求める。

全国知事会共同提案「従うべき基準」の具体例

管理番号192 **(重点事項)**

障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し

支障

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の人員基準として、障がい児の数が10人までの場合、児童指導員又は保育士を2人以上配置（うち1人以上は常勤）すること、児童発達支援管理責任者を1人以上配置（1人以上は専任かつ常勤）することが規定されている。

当該基準どおりの人員配置では、中山間地域をはじめ、児童福祉人材が不足する地域では事業運営が困難となり、障がい児が身近な地域で通所支援を受けられていない。

全国一律の基準では、中山間地域等において必要なサービスが受けられない事態を招いており、住民福祉の確保の観点から、一刻も早い中山間地域等の実情に沿った基準の緩和が必要である。

提案内容

当該基準を「標準」又は「参酌すべき基準」へと見直す。



制度改正による効果

地域の実情に応じて、限られた児童福祉人材の有効活用が図られるとともに、障がい児に必要なナショナルミニマムとしてのサービスを身近な地域で提供可能な体制の整備（事業所の進出、定着）に資する。

※ 類似提案：管理番号195「中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し（訪問介護事業所の指定基準の緩和）」 **(重点事項)**

全国知事会共同提案「国が一括処理したほうが効率的な事務」の具体例

管理番号40

看護師等の免許証に係る交付事務における都道府県経由事務の廃止

支障

都道府県では、看護師等の免許証の交付に際し、申請書類を受け付け、書類に不備がないことを確認した後、厚生労働省へ進達しており、この事務作業に大きな労力を費やしている。

また、厚生労働省に申請書類が到達し、申請に対して許可された日をもって看護師籍への登録となるが、大量の申請書類が集中する時期には、書類の確認および進達に係る作業に時間を要し、看護師籍への登録が遅れるなど、免許を受ける者に不利益を与えることがある。

提案内容

国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を推進するとともに、都道府県の経由事務を廃止する。併せて、依然存置される紙申請の場合についても、都道府県経由事務を廃止する。



制度改正による効果

都道府県事務が大幅に省力化される。また、申請から到達までのタイムラグがなくなるため、免許証交付の迅速化につながり、早期の免許を望む申請者の利益に資する。

その他の全国知事会共同提案

○国が一括処理したほうが効率的な事務

管理番号	デジタル化の該当	提案事項名
6	○	建築基準適合判定資格者検定及び構造計算適合判定資格者検定の受検申込みに係る都道府県経由事務の廃止等
7	○	建築基準適合判定資格者及び構造計算適合判定資格者の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止等
8	×	栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定に関する申請等の都道府県経由事務の廃止
39	○	選挙結果に関する調査・報告事務に係る全国共通のオンラインシステムの導入等
49	○	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更届出のワンストップ化
229	×	消防庁による調査に係る事務の効率化
230	×	消防庁の消防本部・市町村への通知方法の見直し
269	×	熱中症特別警戒情報に係る情報伝達経路の見直し

3. 計画策定等に係る意見

計画策定等に係る見直しについては、各種提言等において繰り返し求めてきたところ、令和5年3月31日に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」において、国の積極的な方針が示された。

しかし、10年前と比べて計画策定を義務付ける条項数は増加している（H25：176条項⇒R5：206条項 ※各年12月末時点の条項数）。

⇒ 「ナビゲーション・ガイド」に記載された原則を遵守いただき、関連する提案について特に積極的な検討を求める。

計画策定等に係る提案の具体例

管理番号204

脱炭素化推進事業債の対象事業要件の見直し

支障

脱炭素化推進事業債の対象事業の要件は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）に事業の記載があることとされている。

法の趣旨である温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するためには、事業の機動的な実施が必要であるが、脱炭素化推進事業債を活用した事業を実施する場合には、当該計画を逐次改訂する必要があるため、機動的な事業実施ができない。

提案内容

脱炭素化推進事業債の対象事業について、当該計画に事業の記載があることという要件を見直す。



制度改正による効果

地方公共団体における脱炭素化促進事業の機動的な実施が図られるとともに、事務負担の軽減に資する。

計画策定等に係るその他の主な提案

管理番号	デジタル化の該当	提案事項名
200	×	地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定義務の見直し等
201	×	市町村が脱炭素促進区域を設定する場合の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の義務付けの廃止
245	×	都道府県及び事業所が作成する工賃向上計画の計画期間の延長

(以下、参考資料)

令和6年地方分権改革に関する提案募集に係る 全事項に共通して国に対処を求める意見

- ・各府省からの第1次回答において、現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう具体的な作業スケジュール等を示しながら、説明責任を果たすこと。
- ・事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- ・特に財源措置については、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- ・地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制のうち、地方側の課題意識が強い分野については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」のように、制度的な課題として捉え抜本的な見直しを行うこと。

全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋）R6.8.1決議予定（1/4）

2 地方分権を実感できる改革の深化

(1) 自治立法権の拡充・強化

- ・ 地域の实情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・ 新たな立法により、地方が実施しなければならない計画等の策定をはじめとする事務事業の増加や、「従うべき基準」の新設といった状況が生じている。このため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立など、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築すること。
- ・ 地方が自らの判断と責任において、地域の实情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制については、国と地方で課題意識を共有し、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（以下「ナビゲーション・ガイド」という。）のように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成すること。

(2) 「従うべき基準」の見直し

- ・ 国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌基準化することなどによって、多様な地域の实情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。
- ・ また、「従うべき基準」の見直しを進めるに当たっては、ナビゲーション・ガイドのように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成するなど、地域の实情に合った施策の実施が可能となるようにすること。
- ・ なお、全国一律の基準で実施する必要がある事務等の基準については、実質的に地方に裁量の余地がなく、条例制定に係る負担のみが生じるため、条例委任を廃止すること。

全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋）R6.8.1決議予定（2/4）

（3）計画策定等の見直し

- 本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし現実には、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。各府省においては、政策立案や法案作成の都度ナビゲーション・ガイドの順守状況を内閣府に報告するなど、当該ガイドが実効性を持つように運用するとともに、地方の意見を十分に反映しつつ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。
- 法令等の見直しと併せて、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。
- ナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法についても、当該ガイドの趣旨に鑑み、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、事前のチェックを行うこと。
- また、既に法令で計画策定が義務付けられているものについても、ナビゲーション・ガイドの趣旨に基づき、義務付けを廃止するよう不断の見直しを行うこと。

（4）事務・権限の円滑な移譲等

- 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方に基づき、受け皿としての広域連合の活用も含め、国から地方への事務・権限の移譲についても、引き続き取り組んでいくこと。なお、広域連合を活用するにあたっては、国と広域連合とが協議により調整を行う仕組みを構築すること。

全国知事会「地方分権改革の推進について」（抜粋）R6.8.1決議予定（3/4）

（5）全国一律の基準で実施する事務のあり方の見直し

- 一括処理した方が効果的な事務（生活保護事務の給付事務及び一般旅券の発給事務など）については、国と地方公共団体で共同実施、地方公共団体から第三者機関への委託、国の直接執行を検討するなど、急激な人口減少社会やデジタル技術の進展も踏まえ、地方と協議しながら、国と地方の事務のあり方を検討し、国において必要な仕組みを構築すること。

3 地方分権を推進するための枠組みの強化

（3）提案募集方式の見直し

- 「提案募集方式」は、地方分権改革の手法として一定の役割を果たしているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう制度を拡充すること。
- 例えば、「実現できなかったもの」とされた提案については、今後、地方から支障の根本的な解決が必要とされた場合には、再度検討対象とし、改めてその実現に向けて尽力すること。
- 提案の検討及び提案後の調整に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。
- これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その結果については地方に速やかに情報提供すること。

5 地方分権改革を推進するにあたり、さらに検討を深めるべき事項

- ・ 従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系全体との整合性や個別法の趣旨目的などを踏まえつつ、地域の実情に応じた施策を地方が実施できるよう、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化と併せて、罰則のあり方についての検討も含め、引き続き法律と条例の関係についての議論を深めていくこと。
- ・ 地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点から、憲法改正に向けた議論において、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することや、参議院選挙区の合区の早期解消、地域代表制のあり方、自治立法権・自治財政権の拡充・強化などの議論を積極的に行うこと。